

## 志摩市景観審議会 公募委員募集要項

志摩市では、景観づくりに関する重要事項についての調査審議に当たり、広く市民の皆様からご意見を頂くため、審議会に参加していただける方を次のとおり募集します。

### 1 志摩市景観審議会の概要

設置根拠	志摩市景観条例
審議事項	・景観づくりに関すること ・その他景観計画等に関すること
委員数	13名以内（※現在は8名で運営）
委員任期	委嘱日から令和9年1月31日 （※委嘱日は令和8年4月1日を予定）
委員構成	公募委員以外の委員は、志摩市景観規則により、識見を有する者、その他市長が必要と認める者として公共的団体の推薦を得た方などから選任されます。

### 2 募集人数

1名（多数の場合は選考があります。）

### 3 対象

- (1) 市内に在住する満18歳以上の人（令和8年4月1日現在）
- (2) 年2回程度、月～金曜日の昼間又は夜間に市内で開催する会議に出席できる人
- (3) 但し次の方は応募できません
  - (ア) 志摩市議会議員
  - (イ) 志摩市職員

### 4 応募方法

- (1) 応募フォームからの申し込み

スマートフォン、パソコン等から下記のURLまたは二次元コードから応募フォームにアクセスし、必要事項を入力して、送信してください。

<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLScf96d784mIE1QYCSHml-idzsOjEPLcm5HuQezx6hOhWWRxkA/viewform>



(2) 応募用紙に必要事項を記入し、送付による申し込み

応募用紙を市ホームページからダウンロードし（または都市計画課の窓口で受け取り）、必要事項を記入の上、都市計画課に持参、または郵送・FAX・電子メールで提出してください。

【あて先】

〒517-0592

志摩市阿児町鵜方3098番地22

志摩市役所 建設部 都市計画課 都市計画係

電話 0599-44-0305

FAX 0599-44-5262

電子メール [toshikeikaku@city.shima.lg.jp](mailto:toshikeikaku@city.shima.lg.jp)

5 募集期間

令和8年3月9日（月）～令和8年3月19日（木）まで【当日必着】

6 選考

- ・募集期間経過後、「志摩市景観審議会公募委員選考基準」により選考します。
- ・応募用紙についてはお返しできません。
- ・選考結果についてはご本人に通知します。
- ・応募の際にご記入いただきました個人情報、「志摩市個人情報の保護に関する法律施行条例」に基づいて適切に管理を行います。記載いただいた個人情報は、志摩市景観審議会委員の選考、審議会の運営・活動に利用させていただきます。

7 その他

審議会は原則公開を予定していますので、委員として発言された内容は公表されます。